

別府市監査委員告示第2号

監査結果の通知に係る事項について

地方自治法第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、市長等から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたので、当該通知に係る事項を同条第12項の規定に基づき公表します。

令和7年3月17日

別府市監査委員 姫野 綾

同 小野 正明

同 藤野 博

1 会計課

監査実施期間 令和元年8月20日から令和元年11月7日まで

(1) つり銭等資金の交付・返納等処理について

つり銭等資金の管理において、返納通知書が綴られていないものや領収済通知書の納入者の欄に出納員以外の氏名が記載されているものが見受けられた。

別府市会計事務規則第26条の規定に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

返納後の領収済通知書について漏れなく管理簿に添付し、領収済通知書の納入者の欄に出納員の氏名が記載されていることを確認しました。

2 観光課

監査実施期間 令和5年8月28日から令和5年11月17日まで

(1) 補助金の執行について

別府市補助金等交付規則第10条第1項で、補助金等の交付時期は、補助事業等が完了した後に交付することとされ、同条第2項で、補助金等は、補助事業の性質上必要と認めるときは、交付の決定時から当該補助事業の終了までの間に交付できるとされているが、その意思決定(決裁)が行われていない事例が見受けられた。別府市補助金等交付規則に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

令和6年度の補助金交付について、早期交付をする場合には、別府市補助金等交付規則第10条第2項の規定に基づき意思決定(決裁)を行い、適正に事務処理しました。

3 文化国際課

監査実施期間 令和5年8月28日から令和5年11月17日まで

(1) 備品の管理について

平成29年に各課において全備品の所在確認が行われたが、その際廃棄処分済みと判断されたものについて、財務会計システムの廃棄処理が行われていない状況が一部に見受けられた。今回調査対象の備品に限定することなく、全備品について必要に応じた移管及び廃棄処理の手続を行うこと、備品シールのないもの及び旧備品番号のものは再発行し、貼付することなど、別府市物品取扱規則に基づき備品の管理を適正に行われたい。

(措置結果)

全備品の所在確認を行い廃棄処分済みと判断されたものについて、財務会計システムにおいて適正に廃棄処理しました。備品シールのないもの及び旧備品番号のものについては、再発行し貼付しました。

(2) 委託契約について

委託契約において、500万円を超える委託料の執行何に必要な財政担当部長の合議がなされていない事例が見受けられた。別府市予算事務規則第25条第1号の規定に基づき適正に事務処理されたい。

見積執行時の業務名と契約時の業務名が異なっている事例、見積調書に見積金額ではなく契約金額を記載している事例及び契約書に消費税の額を記載していない事例が見受けられた。見積書、見積調書及び契約書の内容を精査し、適切な事務処理に努められたい。

また、委託業務完了の報告を受け検査を実施していたが、検査調書を作成していない事例が見受けられた。別府市契約事務規則等の規定に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

監査指摘以降、指摘を受けた内容について、適正に事務処理を行っています。

(3) 補助金の執行について

補助金の交付決定及び決定の通知について意思決定の決裁文書を作成していなかった。別府市補助金等交付規則に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

監査指摘以降、別府市補助金等交付規則に基づき、補助金の交付決定及び決定の通知について意思決定の決裁文書を作成しています。

4 産業政策課

監査実施期間 令和5年8月28日から令和5年11月17日まで

(1) 備品の管理について

平成29年に各課において全備品の所在確認が行われたが、その際廃棄処分済みと判断されたものについて、財務会計システムの廃棄処理が行われていない状況が一部に見受けられた。今回調査対象の備品に限定することなく、全備品について必要に応じた移管及び廃棄処理の手続を行うこと、備品シールのないもの及び旧備品番号のものは再発行

し、貼付することなど、別府市物品取扱規則に基づき備品の管理を適正に行われたい。

(措置結果)

廃棄済みと判断されたものについて、財務会計システムにおいて適正に廃棄処理しました。備品シールのないものについては、再発行し貼付しました。

(2) 委託契約について

委託料の執行伺の決裁日が適切でない事例並びに入札及び見積執行時の業務名と契約時の業務名が異なっている事例が見受けられた。執行伺、入札書、見積書及び契約書の内容を精査し、適切な事務処理に努められたい。

また、検査調書の保管がなされていない事例が見受けられた。別府市契約事務規則等の規定に基づき適正に事務処理されたい。

(措置結果)

委託料の執行伺の決裁日が適切でなかった事例並びに入札及び見積執行時の業務名と契約時の業務名が異なっていた事例について、監査指摘以降、適正に事務処理を行っています。検査調書の保管がなされていなかった事例についても、監査指摘以降、適正に保管しています。

5 農林水産課

監査実施期間 令和5年8月28日から令和5年11月17日まで

(1) 備品の管理について

平成29年に各課において全備品の所在確認が行われたが、その際廃棄処分済みと判断されたものについて、財務会計システムの廃棄処理が行われていない状況が一部に見受けられた。今回調査対象の備品に限定することなく、全備品について必要に応じた移管及び廃棄処理の手続を行うこと、備品シールのないもの及び旧備品番号のものは再発行し、貼付することなど、別府市物品取扱規則に基づき備品の管理を適正に行われたい。

(措置結果)

廃棄済みと判断されたものについて、財務会計システムにおいて適正に廃棄処理しました。備品シールのないものについては、再発行し貼付しました。

引き続き別府市物品取扱規則に基づき適正な備品管理に努めます。

(2) 現金取扱事務について

収入事務について、収納した現金の指定金融機関への払い込みが遅延しており、収納日から払込日まで最長2か月を要したのが見られ、日中の現金保管方法も含め、リスク

管理上不適切と言わざるを得ない状況であった。別府市会計事務規則第24条第2項の規定を遵守し、収納した現金等は、速やかに指定金融機関に払い込み、適正な事務処理に努められたい。

(措置結果)

指摘を受けた収入事務については、納付書での納付に変更し現金の取り扱いを少なくしました。またその他現金収納については、当日に指定金融機関へ払い込みを行うよう改善し、指定金融機関が時間外等やむを得ない事情がある場合は、別府市会計事務規則第24条第2項の規定に基づき翌日等速やかに払い込みを行うよう周知徹底を行い、今後も適正な事務処理に努めます。

6 上下水道局

監査実施期間 令和5年11月17日から令和6年2月15日まで

(1) 備品の管理について

各課が所管する備品のうち、帳簿と現状が一致していないもの及び備品シールを貼付していないものが見受けられた。

別府市上下水道局備品取扱要綱に基づき備品の管理を適正に行われたい。

(措置結果)

備品シールは適正に貼付を行い、所在不明、廃棄済の備品についてはシステム上適正に廃棄処分を実施しました。

(2) 行政財産の貸付けについて

庁舎等に設置している自動販売機について行政財産の使用を許可し、別途契約を締結して料金を定めていた。許可は、行政庁が行う公法上の行政処分であり、契約は、双方の合意によって成立する私法上の行為であることから許可と契約が両立することはあり得ない。行政財産の使用許可であれば、使用料は、条例に定めた金額を徴収することとなるが、本件は、契約書において料金を定めていることから行政財産の貸付けであると解される。

行政財産の貸付けは、別府市上下水道局会計規程第100条の2において準用する別府市公有財産規則第34条第4項で、「普通財産の貸付け」の例によるとされている。法令等の規定に基づき適正に事務処理されたい。

また、貸付期間を1年としているが、同条第1項第2号で貸付期間は「5年」を超えない期間とされていることから事務の省力化のためにも期間の延長を検討されたい。

なお、貸付けの相手方の選定は、別府市においては、別府市自動販売機の設置に係る行

政財産の貸付けに関する要綱第3条で「一般競争入札」によるとされており、自主財源の確保及び財産の有効活用に関する取組みを一層推進するためにも、公募による一般競争入札の実施について検討されたい。

(措置結果)

普通財産の貸付けの例に基づき、契約書にて手数料及び貸付期間(5年)を定めて自動販売機を設置しました。次回の更新までに一般競争入札の実施について精査します。